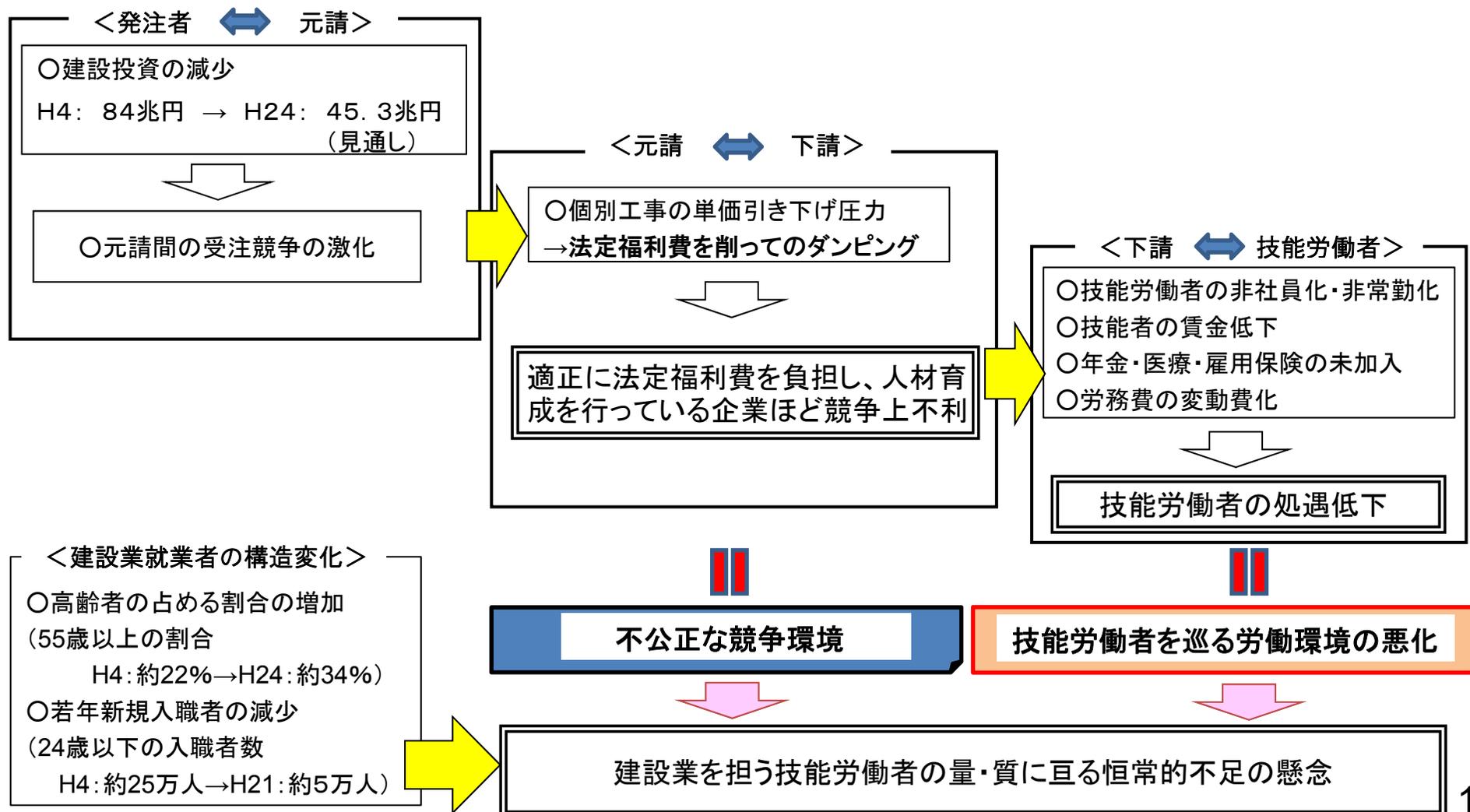


みんなで取り組む建設業の保険加入

～発注者の皆様にご理解とご協力をお願い～

1. 建設業が直面する課題

- 建設投資の大幅な減少により、元請間の競争が激化し、単価引き下げ圧力が增大しています。
- その結果、真面目に社会保険等の法定福利費を負担し、人材育成を行う企業が不利になるという不公正な競争環境が生じています。
- また、建設業就業者の高齢化が進む中で技能労働者の処遇が低下し、技能者の離職や若年入職者の減少につながっています。



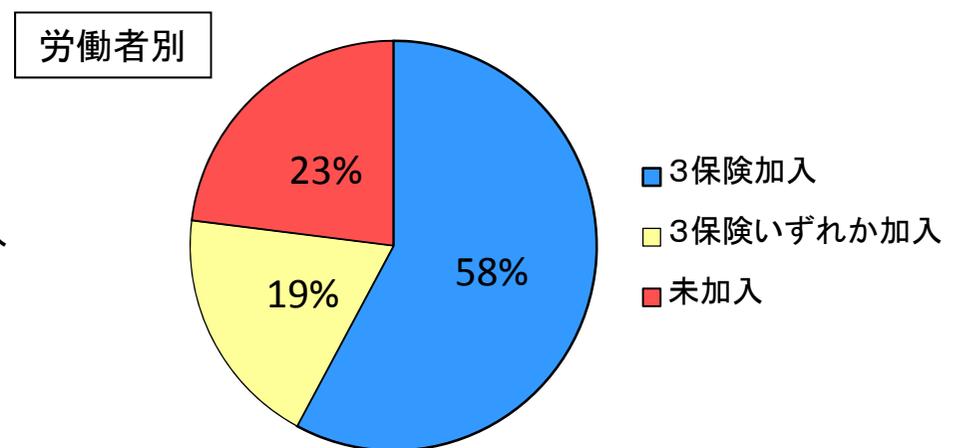
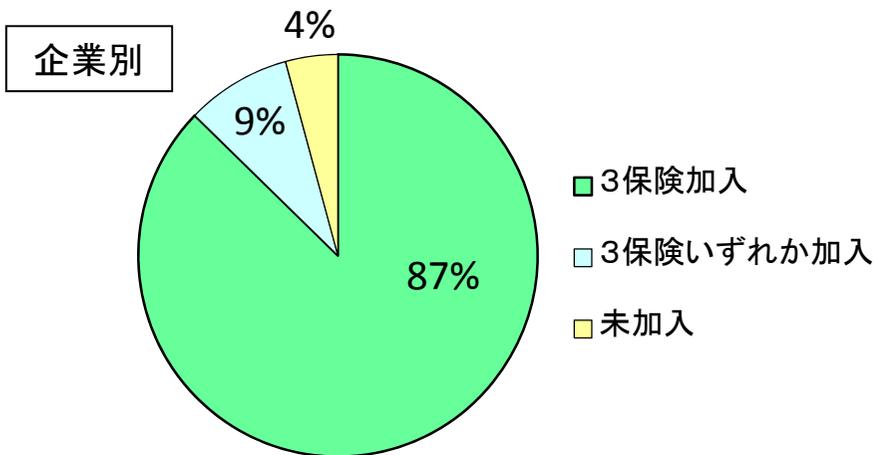
2. 社会保険加入状況調査結果について

- 平成24年10月の公共事業労務費調査における保険加入状況調査の結果をみると、建設業では年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在し、労働者別では更に未加入が多い状態です。

【企業別】3保険ともに加入している割合 **87%**

【労働者別】元請**79%**、1次**55%**、2次**46%**、3次下請以下**48%**

と重層下請の下になるほど加入率が下がります。

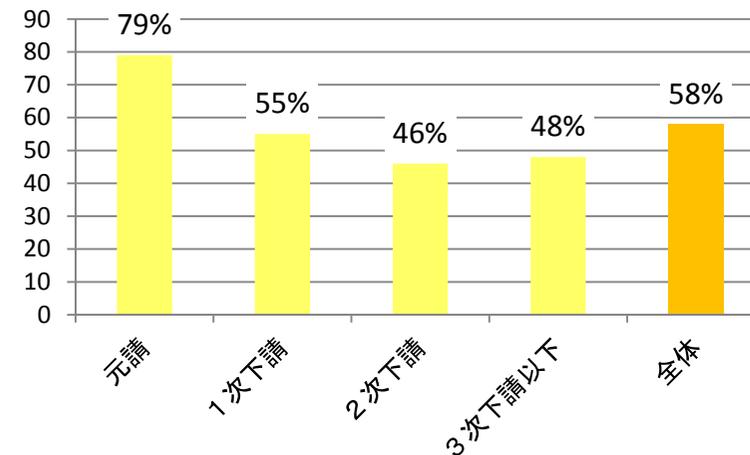


[参 考]

製造業における社会保険等の加入状況(労働者別)

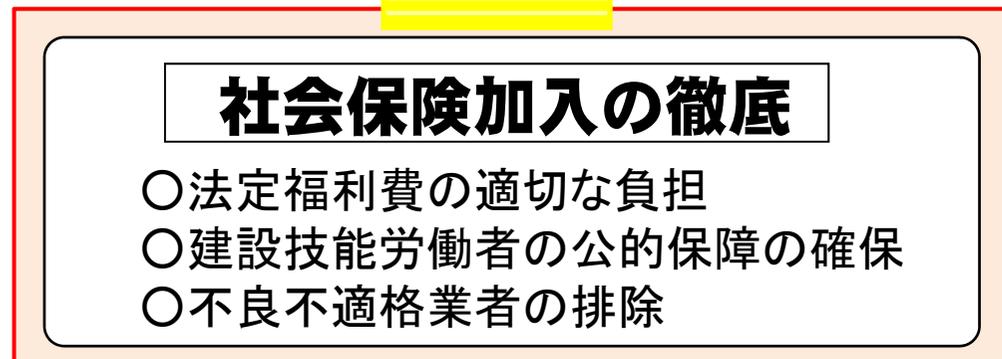
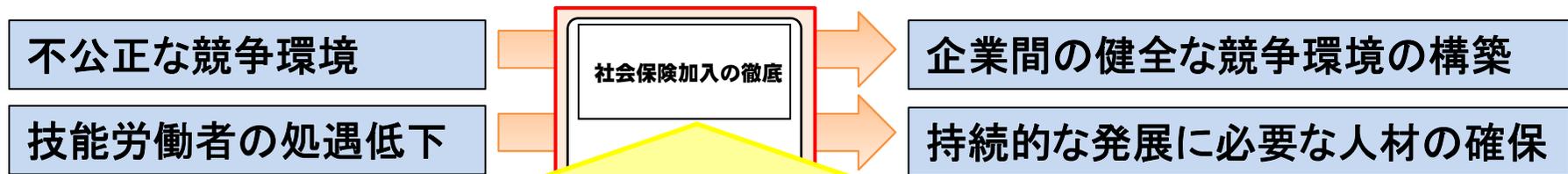
○雇用保険: 88.2% ○年金保険: 88.1%

※雇用者数(雇用保険は役員を除く)に占める被保険者数の割合
(出典:総務省「労働力調査」、厚生労働省「雇用保険事業年報」、
「厚生年金保険業態別規模別適用状況調」(平成23年度)から推計)



3. 社会保険加入の徹底

- このような状況に対し、建設業においては関係者が一体となった取り組みにより社会保険加入を徹底することで、企業間の健全な競争環境の構築と、持続的な発展に必要な人材の確保を図ることとしています。

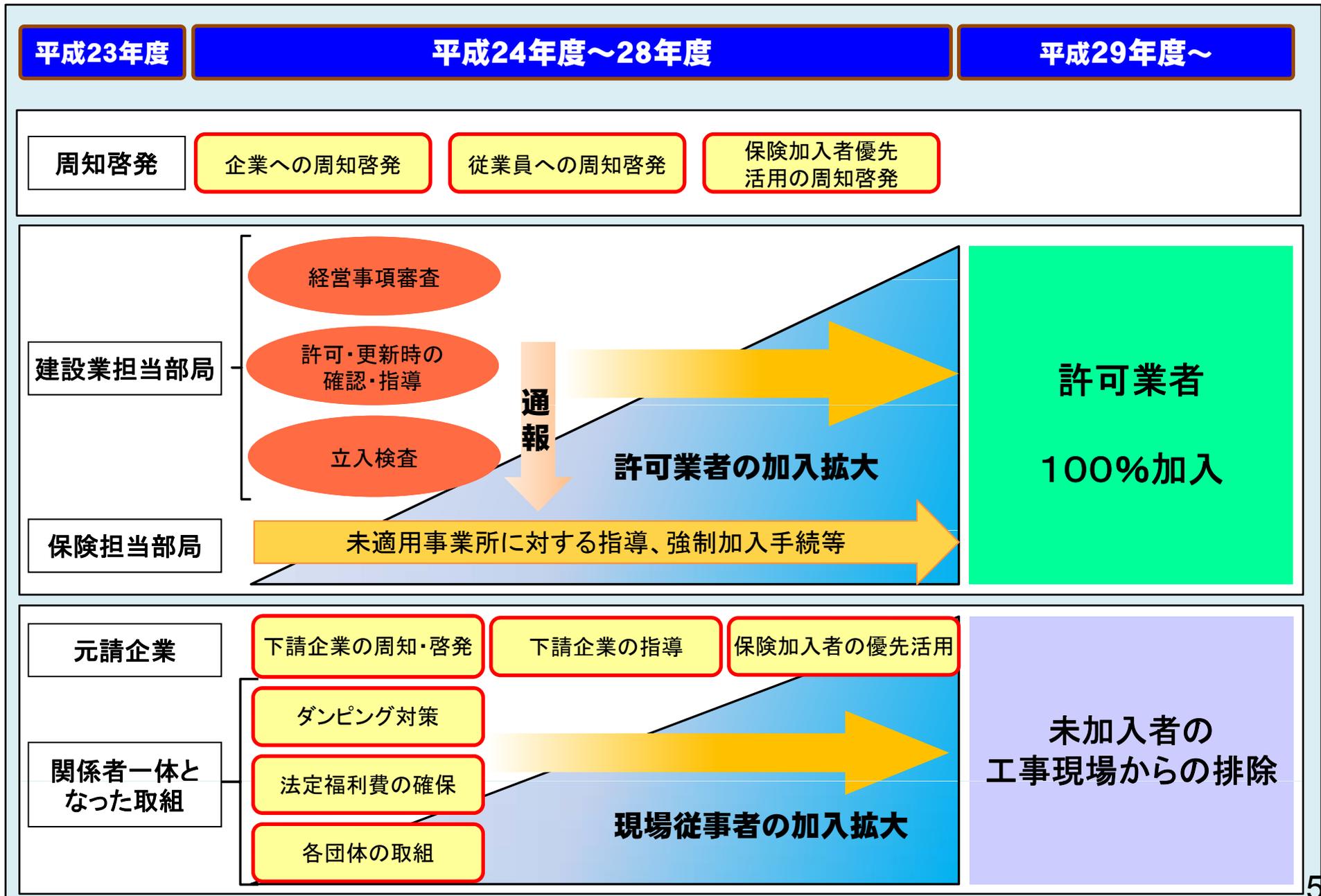


4. 社会保険等未加入対策の全体像

- 建設業では必要な人材を確保し、健全な競争環境を構築するため、平成24年度から、行政も建設業界も挙げて社会保険未加入対策に取り組んでいます。
- 社会保険等未加入は業界の構造的な問題でもあることから、総合的に対策を進めています。
 - ① 元請、下請、労働者等の関係団体による推進協議会の設置と保険加入促進計画の策定
 - ② 行政によるチェック・指導やダンピング対策の実施
 - ③ 元請企業による下請企業への指導
 - ④ 発注者・元請・下請を挙げた法定福利費の確保

総合的対策の推進	推進協議会の設置 (第2回 H24.10実施)		保険加入促進計画の策定		ダンピング対策	
	行政による チェック・指導		<H24. 7~> ○経営事項審査における減点幅の拡大		<H24. 11~> ○許可時・経審時に加入状況を確認・指導 ○立入検査時には、加入状況に加え、元請企業の下請企業への指導状況を確認・指導 ○指導に従わず未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に	
	下請企業への指導 (社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン)				法定福利費の確保	
	<H24. 11~> ○協力会社に対する周知啓発や加入状況の定期把握、加入の勧奨・指導。 ○下請企業の選定時に、加入状況の確認・指導。遅くとも平成29年度以降は、適用除外ではない未加入企業を下請企業に選定しない取り扱いとすべき。 ○2次以下の下請企業についても、確認・指導。 ○新規入場者の受け入れに際し、作業員名簿の社会保険欄を確認し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。遅くとも平成29年度以降は、特段の理由が無い限り、加入が確認出来ない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき。 ○建設工事の施工現場等における周知啓発 等				<元請> ○発注者に対し法定福利費を含む金額による契約締結を求め。 ○専門工事業者から法定福利費が内訳明示された見積書が提示された場合、これを尊重する。 <発注者> ○必要以上の低価格による発注を避け、必要な経費を見込んだ発注を行う。 ○法定福利費が着実に確保されるよう、見積・契約等の際に配慮する。 <法令遵守ガイドライン> 発注者・受注者、元請負人・下請負人は、見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮・確保すべき	

5. 社会保険等未加入対策の進め方



6. 法定福利費の確保に向けた直轄工事における対応

- 技能労働者の社会保険等への加入を進めるためには、法定福利費の確保が必要です。
- 法定福利費は本来、発注者が負担する工事価格に含まれるべき経費です。
- 国土交通省では直轄土木工事において
 - ①平成24年4月に現場管理費率式の見直しを行い、事業主負担分の法定福利費を措置するとともに
 - ②平成25年3月に公共工事設計労務単価を引き上げ、技能労働者本人負担の法定福利費についても措置しました。

(1) 現場管理費率式の見直し

国土交通省直轄土木工事における積算については、平成24年4月から、本来事業者が負担すべき法定福利費（事業主負担分）の額が、予定価格に適切に反映できるように現場管理費率式の見直しを実施（国土交通省土木工事標準積算基準書）

	現場管理費に占める法定福利費の割合		予定価格への影響
	見直し前	見直し後	
21工事区分平均	18.75%	22.07%	0.80%

(2) 公共工事設計労務単価の引き上げ

公共工事設計労務単価については、平成25年3月に改定して引き上げ。

- ①技能労働者の減少等に伴う労働市場の実勢価格を適切に反映
- ②**社会保険への加入徹底**の観点から、個人分の必要な**法定福利費相当額**を反映
- ③被災地等の入札不調の増加状況に応じて機動的に単価を引き上げるよう措置
(被災三県について単価を5%引上げ)

全国（全職種単純平均値）前年度比； +15.1%

被災三県（全職種単純平均値）前年度比； +21.0%

7. 適切な賃金水準の確保と社会保険加入の徹底に向けた要請 国土交通省

- 労務単価の引き上げを踏まえ、国土交通大臣から主な建設業4団体に対し適切な賃金水準の確保と社会保険加入の徹底を要請しています。

日時・場所

日時:平成25年4月18日(水)16:30~17:30
場所:霞山会館

出席者

【国土交通省側】太田大臣、鶴保副大臣、松下政務官 他
【建設業団体側】日本建設業連合会、全国建設業協会、全国
中小建設業協会、建設産業専門団体連合会



大臣発言のポイント

- 設計労務単価の大幅な引き上げを踏まえ、適切な価格での契約、技能労働者への適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底が行われるよう、建設業界挙げてのご理解と適切な対応をお願いしたい。
- 復旧・復興事業や公共工事の迅速かつ円滑な施工確保に、改めてご協力をお願いしたい。

建設業団体の対応状況(抄)

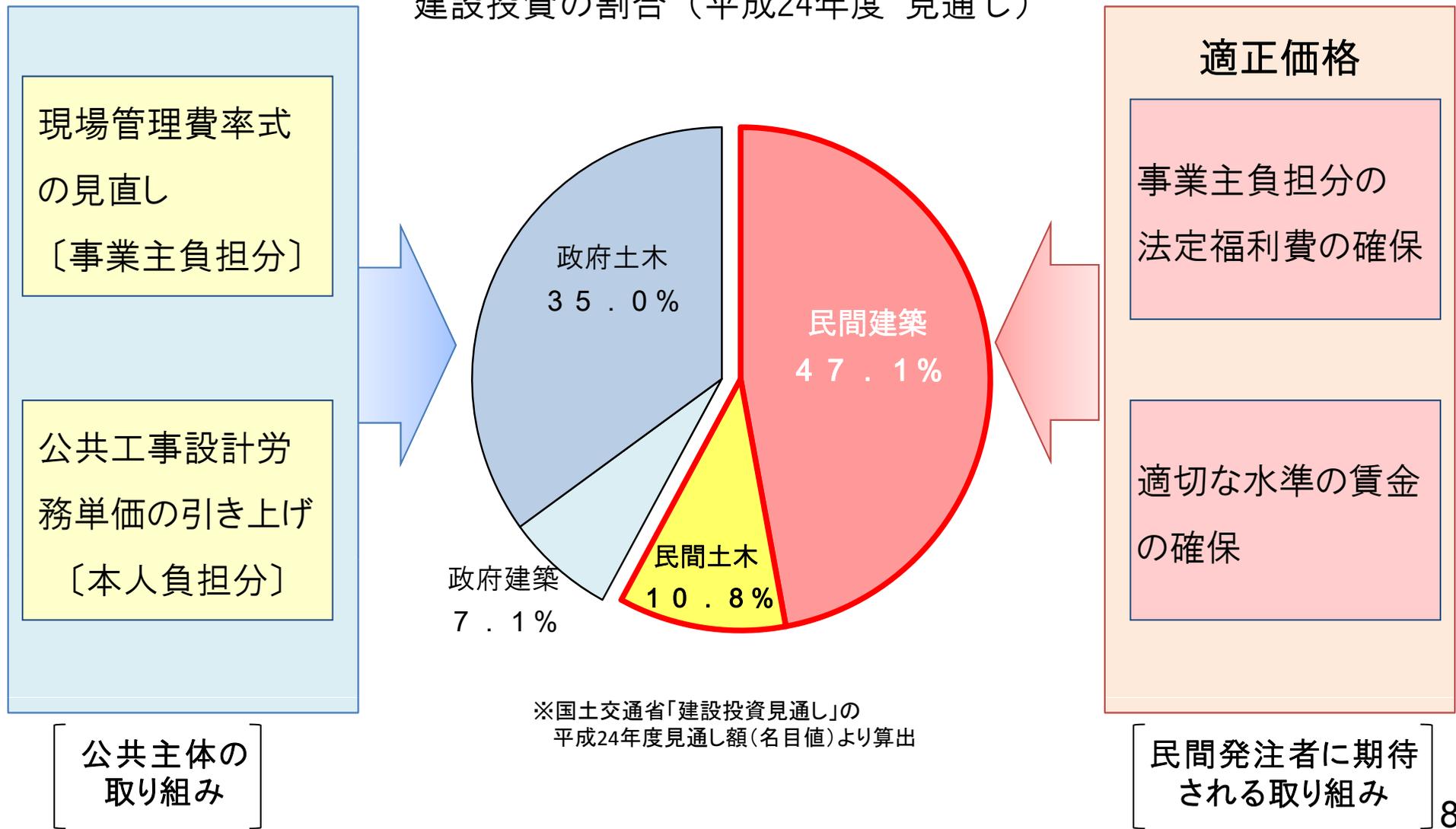
<日本建設業連合会>	4月25日技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
<全国建設業協会>	4月26日技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
<全国中小建設業協会>	5月29日技能労働者の適切な賃金の確保等について決議(理事会)
<建設産業専門団体連合会>	6月4日技能労働者への適切な賃金の支払等について決議(通常総会)

※その他、50以上の建設業団体において決議等が行われる見込み。

8. 必要不可欠な民間工事での取り組み

○ 社会保険加入を進めるためには、我が国の建設投資の6割を占める民間工事、とりわけ民間建築工事の発注者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。

建設投資の割合（平成24年度 見通し）



9. 適正価格による工事発注と適正な工期の設定

- 工事の現場では、現場を担う技能労働者が減少し労働需給がひっ迫しています。
- 技能労働者を確保し、適正な工事品質を確保するためには、民間発注者の皆様には
 - ①適正価格の実現 と ②適正な工期の設定が期待されます。

技能労働者の減少に伴う労働需給のひっ迫

〔 及ぼす影響 〕

技能労働者の
確保に支障

無理な工期設定
＝工事品質の低下

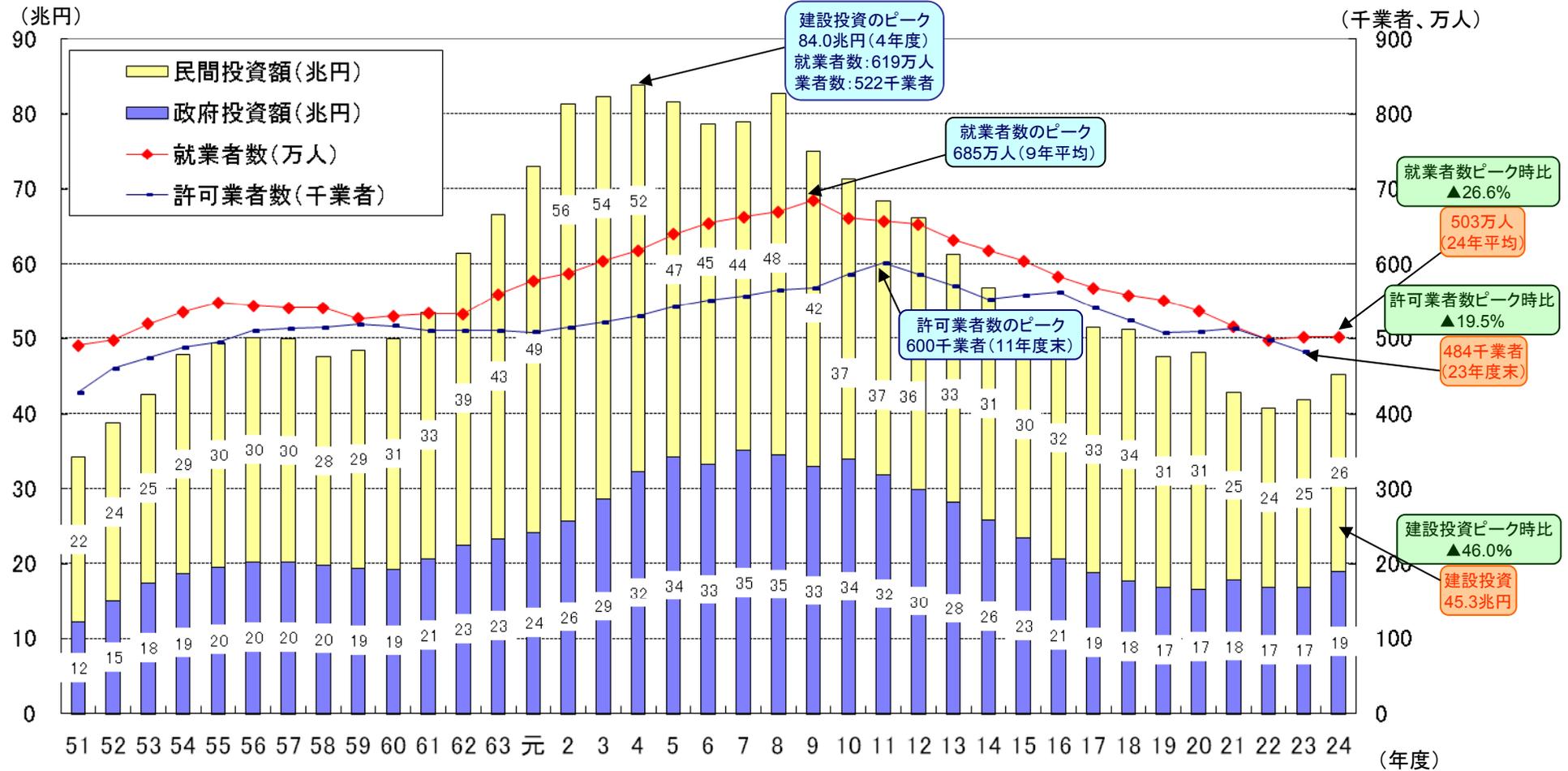
〔 民間発注者による取り組みの期待 〕

社会保険加入の原資となる法定福利費など**必要な経費を適切に見込んだ適正価格**とする

工事発注にあたり、あらかじめ受注者と十分協議を行って施工に必要な**適正な工期を設定**

(参考-1)建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額(平成24年度見通し)は約45兆円で、ピーク時(4年度)から約46%減っています。
- 建設業者数(23年度末)は約48万業者で、ピーク時(11年度末)から約20%減っています。
- 建設業就業者数(24年平均)は503万人で、ピーク時(9年平均)から約27%減っています。



出所:国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成21年度まで実績、22年度・23年度は見込み、24年度は見通し

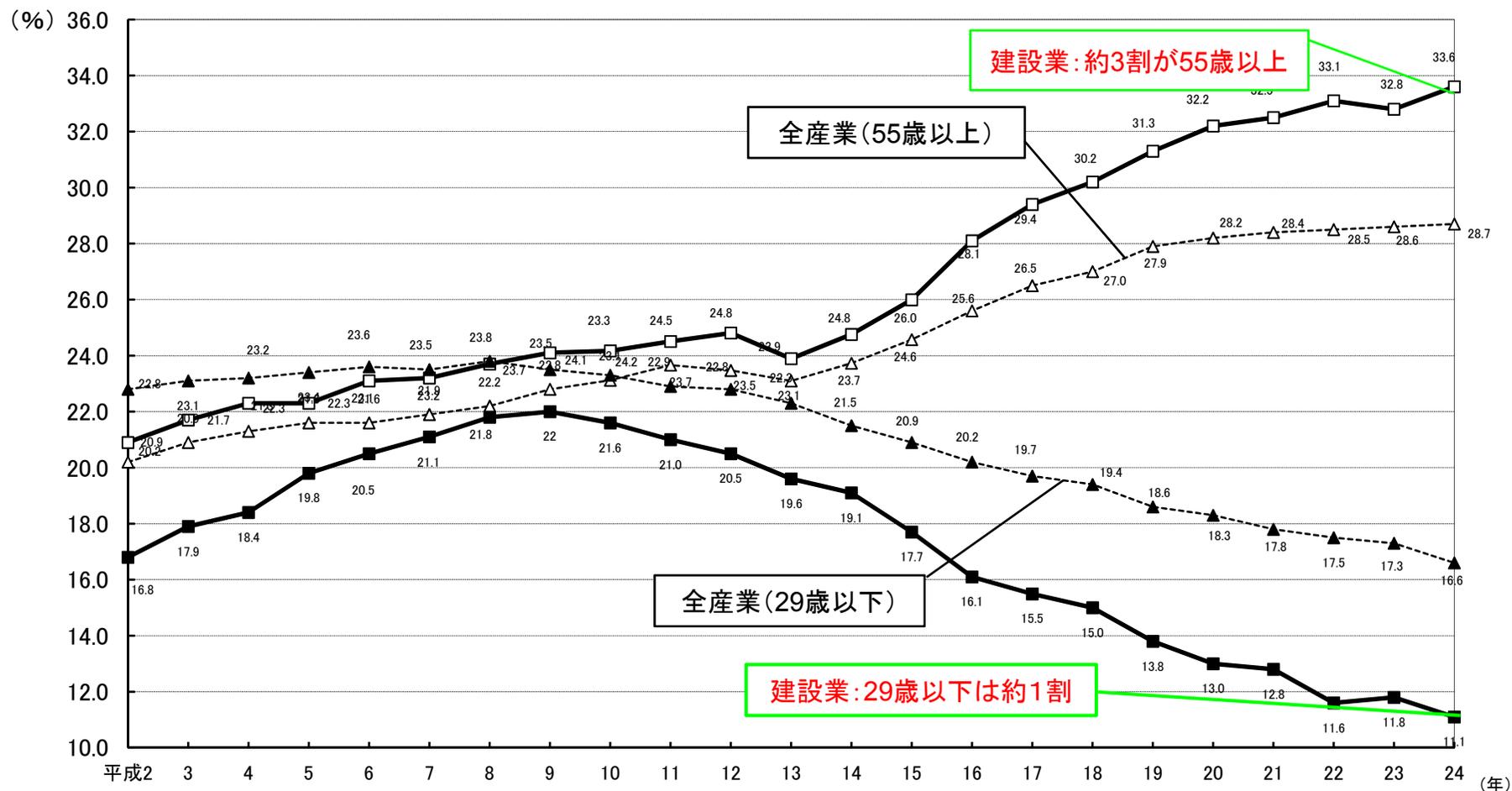
注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

(参考-2)建設業就業者の年齢構成の高齢化

○ 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と、若年者の割合が著しく低下し、高齢化が進行しています。この結果、次世代への技能の承継が大きな課題となっています。

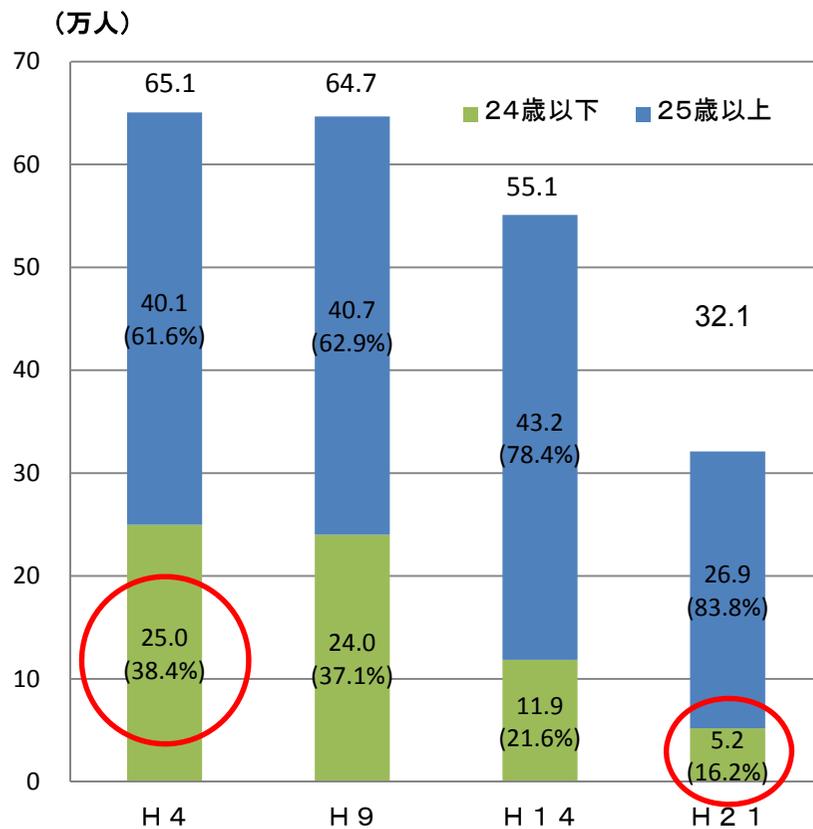
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち55歳以上が約4万人増加、29歳以下が約3万人減少しています。(平成24年度)



資料：総務省「労働力調査」

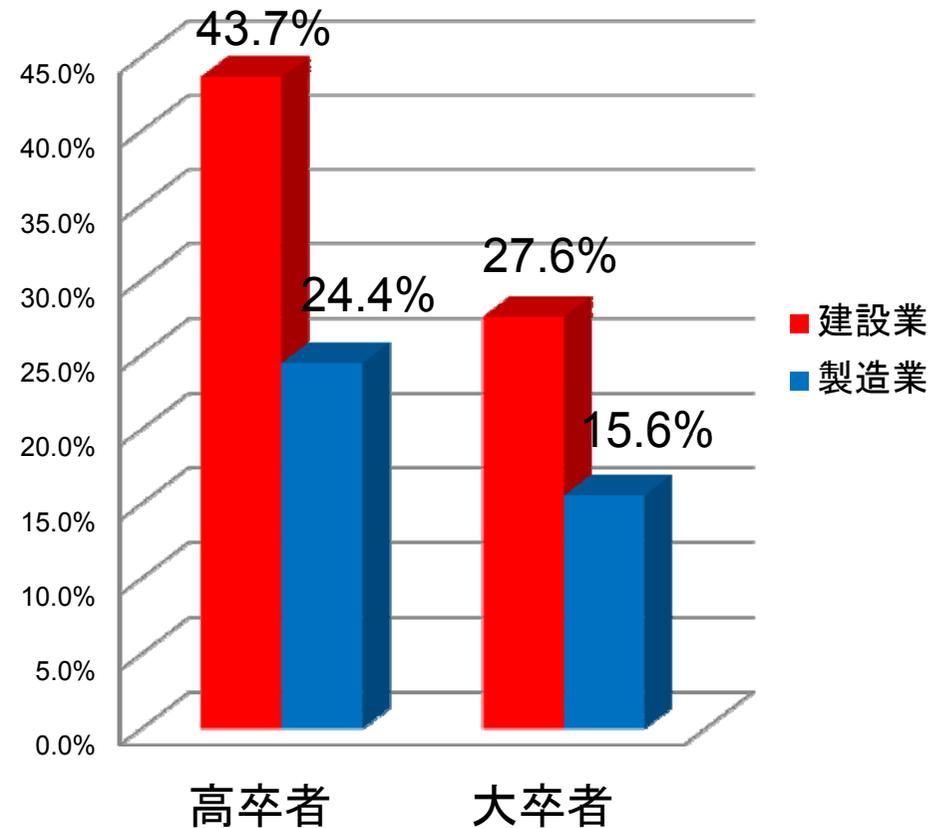
○建設業の入職率は低下傾向にあり、若年入職者(24歳以下)は平成4年の1/5に低下しています。
 ○入職後の離職率は、建設業の場合、製造業の2倍弱となっています。

1. 入職者数の推移



資料:厚生労働省「雇用動向調査」

2. 就職後3年以内の離職率(H21.3卒業生)

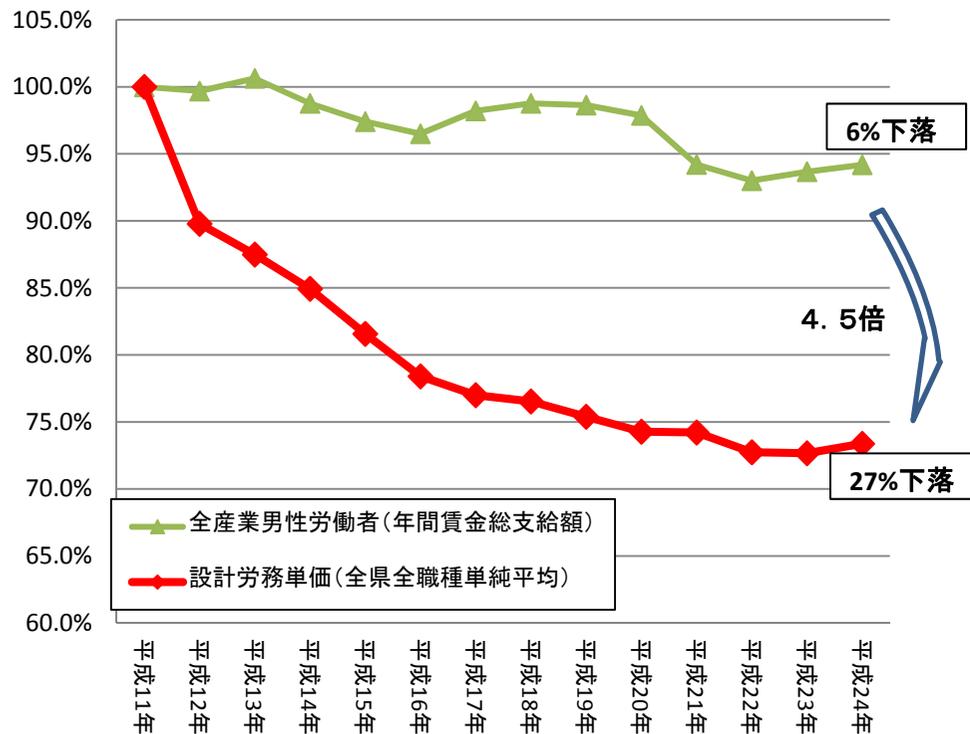


出所:厚生労働省「新規学卒者の離職状況に関する資料」。
 「就職者数」は、新規学卒として雇用保険に加入した者。

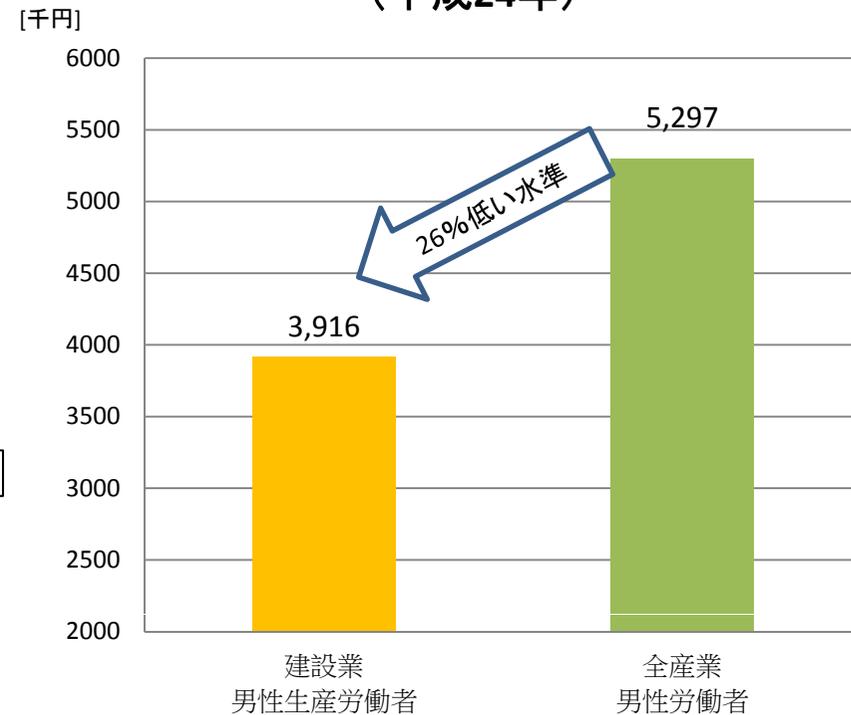
(参考-4)建設業の低い賃金水準

- 全産業と比べて、建設業の賃金の下落率が大きくなっています。
- 男性労働者の比較では、全産業よりも26%低い水準となっています。

賃金の推移(指数 平成11年基準)



年間賃金総支給額 産業別水準 (平成24年)



参考:賃金構造基本統計調査(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)(厚生労働省)
 年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

参考:賃金構造基本統計調査(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)(厚生労働省)